

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎駅西口自動車整理場条例(令和2年長崎市条例第5号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、条例第3条第2項の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ、申請の受付場所、受付期間及び選考の方法その他必要な事項を公表するものとする。

(令2規則81・全改)

第3条 条例第3条第3項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(第1号様式)とし、市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人の登記事項証明書及び役員名簿(法人以外の団体にあつては、当該団体の名称、所在地、役員名簿、設立年次等団体の概要及び活動内容等を記載した書類)
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前3事業年度の収支計算書、事業報告書その他団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書及び事業計画書
- (5) 市税、消費税、地方消費税等を滞納していないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(令2規則81・全改、令4規則14・一部改正)

(利用料金の減免)

第4条 条例第7条に規定する利用料金の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車 利用料金の全額
- (2) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3に基づき国土交通大臣が定める自動車 利用料金の全額

(令2規則81・追加)

(入出庫時間)

第5条 条例第8条に定める長崎駅西口自動車整理場(以下「整理場」という。)の入出庫時間の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 整理場の入出庫時間は、午前0時から午後12時までとすること。
- (2) 入出庫時間の決定に当たっては、市民の利便性に最大限配慮すること。
- (3) 入出庫時間を決定し、又は変更したときは、その旨を市民に周知する措置を講じること。

(令2規則81・追加)

(免責)

第6条 市長及び指定管理者は、整理場内に駐車中の自動車の天災、その他不可抗力による滅失又は損傷については、その損害につき賠償の責めを負わない。

(令2規則81・旧第4条繰下・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令2規則81・旧第5条繰下)

附 則

この規則は、令和2年3月28日から施行する。

附 則 (令和2年7月31日規則第81号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1)から(19)まで 略

(20) 長崎駅西口自動車整理場条例施行規則

第1号様式(第3条関係)

<p>指定管理者指定申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(あて先)長崎市長</p>	
<p>申請者 住所 団体名 代表者氏名 電話番号</p>	
<p>次の公の施設における指定管理者の指定を受けたいので、長崎駅西口自動車整理場条例 第3条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。</p>	
<p>公の施設名</p>	

第1号様式(第3条関係)

(令2規則81・全改、令4規則14・一部改正)